

平成 2 7 年

東部知多衛生組合議会  
第 2 回定例会会議録

平成 2 7 年 8 月 2 0 日（木）開会

平成 2 7 年 8 月 2 0 日（木）閉会

東部知多衛生組合

## 平成27年東部知多衛生組合議会第2回定例会会議録

平成27年東部知多衛生組合議会第2回定例会は、平成27年8月20日東部知多クリーンセンター議場に招集された。

### 1 応招議員

1番 深谷直史      2番 大西勝彦      3番 日高 章  
4番 月岡修一      5番 富永秀一      6番 早川直彦  
7番 山下享司      8番 前田明弘      9番 西尾弘道  
10番 久保秋男    11番 沢田栄治    12番 渡辺 功

### 2 不応招議員

なし

### 3 出席議員

応招議員と同じ

### 4 欠席議員

不応招議員と同じ

### 5 開閉の日時

平成27年8月20日（木）午前10時00分 開会

平成27年8月20日（木）午前11時02分 閉会

### 6 傍聴者

なし

### 7 地方自治法第121条の規定により会議に説明のため出席した者

管理者 久野孝保      副管理者 小浮正典      副管理者 神谷明彦      副管理者 竹内啓二  
副管理者 岡村秀人      監査委員 古橋洋一      会計管理者 福井芳信  
事務局長 高場智明      業務課長 久米繁治      総務課長 杉浦尚二      主幹 福島智宏

業務課長補佐 久野尚志 総務課長補佐 加藤博之 庶務係長 浅田貴志  
施設建設整備係長 外山紀元

8 職務のため議場に出席した者

書記 高場智明 書記 杉浦尚二 書記 加藤博之

9 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		一般質問
	諸報告	
日程第4	報告第5号	例月出納検査報告について
	報告第6号	平成24年度及び平成25年度東部知多衛生組合継続費 精算報告について
日程第5	議案第6号	東部知多衛生組合情報公開条例及び東部知多衛生組合個人 情報保護条例の一部改正について
日程第6	認定第1号	平成26年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定 について
追加		議員の派遣について

○議長（深谷直史）

皆さん、おはようございます。

皆様方におかれましては、各市町の9月定例会前の大変お忙しい中、また、お暑い中、組合議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、皆さん既にご存知のように、副管理者であります東浦町の神谷町長が再選を果たされました。誠におめでとうございます。

本日、副管理者として議場に出席されておりますので、ここで一言ご挨拶をお願いいたします。

○副管理者（神谷明彦）

おはようございます。

ただ今、議長さんからご紹介いただきました、副管理者であります東浦町長の神谷明彦でございます。皆様方のご支援をいただきまして、引続き東浦町長の任務に就くこととなりました。

当組合の発展に尽力してまいりたいと思いますので、引続き、皆様方のご指導とご支援をお願い申し上げます。

大変ありがとうございました。

○議長（深谷直史）

ありがとうございました。

会議に先立ちまして、報告をさせていただきます。

定例会終了後に、去る3月21日に竣工いたしました、大東最終処分場の現地見学を事務局が予定しておりましたが、天候不順のため延期の申し出がありましたので、よろしく願いいたします。

これより議事に入ります。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

よって、平成27年東部知多衛生組合議会第2回定例会は成立しますので開会いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、管理者以下、組合関係職員に出席を求めましたので、ご報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程表により進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

なお、11月に実施予定いたしております、議会議員等の行政視察につきましては、本日の議会運営委員会におきまして、追加議題として「議員の派遣について」を日程に追加する旨の了解を得ました。

本日、追加議題として「議員の派遣について」の資料を配付しておりますので、よろしく願いいたします。

ここで、管理者からご挨拶を願います。

○管理者（久野孝保）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、今日はちょっと涼しいのですが、平成27年東部知多衛生組合議会第2回定例会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本、定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、日頃から廃棄物処理の環境行政につきまして、深いご理解とご協力を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

現在の廃棄物処理をめぐる現状は、廃棄物等の多様化に伴う処理の困難性や不適切な処理による環境への負荷の増大など様々な問題が発生しており、それらの対策が求められているところがございます。

当組合といたしましては、既存施設を安全で安定した稼働による適正な廃棄物処理に努めると共に、循環型社会を前提とした環境負荷が小さく、経済性に優れた、新ごみ処理施設の建設事業を、慎重かつ計画的に事業進捗を図っていく所存でございますので、議員の皆様方におかれましては、一層のご理解とご協力をお願い申し上げるものでございます。

さて、本日の定例会にご提案申し上げます案件は、条例改正の議案1件と平成26年度の決算認定を提出いたしております。

議案の内容につきましては、後ほどご説明させていただきますが、慎重審査の上、お認め賜りますよう、お願い申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（深谷直史）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により議長において、3番、日高 章議員及び7番、山下享司議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

おはかりいたします。

本、定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本、定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3、「一般質問」を行います。

一般質問の時間制限等につきましては、あらかじめ議会運営委員会におきまして、確認されております。

それぞれ申し合わせ事項に従いまして進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

5番、富永議員、自席にてお願いいたします。

○5番議員（富永秀一）

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問を一つだけさせていただきたいと思っております。

新ごみ処理施設での小水力発電の検討についてです。今年3月から、佐賀市の清掃工場で、日本で初めて冷却水を利用した小水力発電が開始されました。新ごみ処理施設で採用されますシャフト炉式ガス化溶融炉でも冷却水は使用するはずでありますので、もちろん流量が確保されるなど条件が良ければということではありますが、採用を検討するお考えはありませんでしょうか。

今年3月27日から佐賀市清掃工場のごみ焼却施設で始まった、冷却水を利用した小水力発電は22.5メートルの落差があり、1秒当たり0.11立法メートルの冷却水が流れる配管に、出力17キロワットの発電機を設置し、年間14万4,400キロワット時の発電量が予想されています。総事業費が4,100万円で、年間およそ500万円の売電収入が見込まれているということです。20年保障されている買取期間の内、8年余りで元が取れる計算になります。小水力発電することで、トータルで少なくとも6,000万円くらい収益が見込めるということになります。この佐賀市の場合には既にある施設へ後付けしたわけですが、今から建設をする新ごみ処理施設であればより設置しやすいと考えられます。もちろん水量が少ないなど20年でも元が取れないようであれば難しいと思いますが、コスト的にメリットが出る可能性があるようであれば、未利用エネルギーの活用になりますし、検討する価値があるのではないかと考えます。

最終的には新ごみ処理施設の完成が近づいてきた時点で、その時の固定価格買取制度の在り方や売電価格、小水力発電機の価格などを見て総合的に判断するとしても、設置するならこの辺りと場所の見当をつけておくお考えはないかお聞きいたします。

○議長（深谷直史）

それでは、答弁を願います。管理者。

○管理者（久野孝保）

最初に私から基本的な事項をお答えしまして、ご質問の要旨につきましては事務局長が答弁いたしますので、よろしくお願いたします。

現在、建設中のごみ処理施設は、発注仕様書を作成するにあたり、学識経験者を含む施設整備検討委員会において協議を行って作成してまいりました。

また、契約方法は公募型プロポーザル方式により、プロポーザル審査委員会で技術提案を審査してまいりました。その中には、ご質問のありました冷却水を利用した小水力発電設備は含まれておりませんでした。

いずれにいたしましても、平成31年度に供用開始を目指します、新ごみ処理施設につきましては、現在、実施設計協議を行っている段階ですが、ごみ処理施設整備に係る4つの基本方針を基に、慎重に事業進捗を図ってまいりたいと存じておりますので、議員の皆様方におかれましては、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

詳細につきましては、事務局長から答弁させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（深谷直史）

事務局長。

○事務局長（高場智明）

ご質問の「小水力発電の採用を検討する考えは」についてお答えします。

新たなごみ処理施設の建設につきましては、現在受注者であるプラントメーカーの新日鉄住金エンジニアリング株式会社、及び設計施工監理委託受注者の八千代エンジニアリング株式会社と、実施設計協議が既に最終段階を迎えているところでございます。

建設に当たり組合の発注した仕様では、冷却水を利用した小水力発電設備の導入については、管理者がお答えしたように考慮しておりません。また、公募型プロポーザルでの技術提案でも、ご質問のありました小水力発電設備の提案はございませんでした。

実施設計書の作成に当たりましては、組合が提示した仕様と、技術提案書の内容を基本として行ってまいりますので、小水力発電設備を設置するとした場合には、仕様書自体の変更等の協議が必要となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（深谷直史）

一通り答弁は、終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。5番、富永議員。

○5番議員（富永秀一）

佐賀市の場合、市役所の方が小水力発電のできる場所がないか探していて、この場所なら落差があり、流量が安定していてできるなということで市役所の側から提案されたそうです。プラントのメーカーは空気が入って冷却能力が低下したらどうしようかと心配するので、そちら側から出てくる可能性はない。こちらの方からやるのであれば提案して行って、それが可能かどうかを探るといふ形になると思いますので、それは今回プロポーザルをやっても出ることはない。プラント側から出ることもないので、是非こちらから、もしやるとしたら何処に設置が可能か探りを入れてみるといいですか、そういった工夫でもやるお考えはないのですか。

○議長（深谷直史）

それでは、答弁を願います。事務局長。

○事務局長（高場智明）

検討にあたりましては、ご質問のございました佐賀市清掃工場とは焼却方式、設備規模が異なります。また、プラントメーカーも異なっておりますので、導入されるシステムにも当然違いがございます。その中で小水力発電設備を導入するには、給水設備の中の機器冷却方式、いわゆる

「冷却水循環システム」や、小水力発電の規模、設置スペース、設置及び設置後のメンテナンス費用等、受託者である新日鉄住金エンジニアリング株式会社との間で協議検討を行っていく必要がございます。採用につきましては、今後の実施設計協議の結果次第ではないかと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（深谷直史）

5番、富永議員。

○5番議員（富永秀一）

設計が固まってしまつてからでは、そこから変えるというのは大変ではないかと思ひますので、検討中であればなおのこと、今のうちに打診してみるのもいかがかなと思ひます。小水力発電というのは昼間しか発電できない太陽光発電であったり、風が吹く時しか発電できない風力発電とは違ひまして、ずっと24時間安定供給することも可能であるというメリットがあります。

また、佐賀市の清掃工場の場合には発電した電気を市内の小中学校で使つてもらつてゐるそうです。環境教育にも繋がつてゐるわけですね。発電開始式にはテレビが5社、新聞社も5社集まつたそうです。行政の環境への取り組みであったり、施設のPRにもなつてゐるということです。平成31年には珍しくなくなつてゐるかも知れませんが、CO<sub>2</sub>を出さない未利用エネルギーで発電することは基本的にはいいことですね、それで少しでも収益が上がるのであれば検討する価値が十分あると思ひますので、お考えになつていただければと思ひます。

○議長（深谷直史）

それでは、答弁を願ひます。事務局長。

○事務局長（高場智明）

ご質問のございました小水力発電設備につきましては、未利用の施設の有効な活用策として再生エネルギーへの取り組み、資源の有効利用等、循環型社会構築に寄与するものであるということとは十分理解しておるつもりでございます。しかしながら最初の答弁で申し上げましたが、現在実施設計書の作成は組合の発注した仕様書と受注者からされました技術提案の下で双方で最終的な協議に入つておるところでございます。また、冒頭管理者からもご答弁申し上げましたが、組合の発注仕様書が、学識経験者等で構成いたしました施設整備検討委員会におきまして検討いただき、技術的なご意見をいただく中で作成されたものでございます。ご質問の小水力発電装置の導入につきましては、仕様書にも技術提案書にもございませんでした。従ひまして、これを採用するためには、発注仕様書を作成するために開催をさせていただきました施設整備検討委員会の委員の皆様方のご意見を再度伺つて、そのうえで内容の調査、審査を行ひまして仕様書の修正、追加が必要となつてまいりますので、小水力発電施設の導入を当初から想定した形の実実施設計書



の作成は、大変困難であると思っておりますのでご理解いただきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（深谷直史）

質問回数は、再質問を含めまして3回を超えることができないと申し合わせがございます。

時間がまいりましたので、これにて「一般質問」を終わります。

日程第4、「諸報告」を行います。

お手元に報告第5号、例月出納検査報告書が配付してありますので、検査に当たりました監査委員を代表して、古橋代表監査委員より補足説明を願ひます。

○監査委員（古橋洋一）

ご指名をいただきましたので、報告第5号の補足説明を申し上げます。

報告第5号につきましては、地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を実施しましたので、同条第3項の規定により、その結果を議会に報告するものであります。

内容につきましては、検査の対象欄に記載されておりますように、平成26年度3月分から5月分及び平成27年度4月分から6月分にかかる現金出納並びに公金の収納状況を平成27年4月14日、6月18日、7月29日に関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係諸帳簿と指定金融機関発行の残高証明書により照合検査したものでございます。

検査の結果につきましては、計数並びに証拠書類等については適正に処理されていることを認めました。

なお、詳細につきましては、御手元に配付してございます検査報告書をご一読いただきたいと思ひます。以上、簡単ではございますが、これで補足説明を終わります。

○議長（深谷直史）

次に、お手元に報告第6号、平成24年度及び平成25年度東部知多衛生組合継続費精算報告書が配付してありますので、報告者から補足説明を願ひます。

○事務局長（高場智明）

報告第6号「平成24年度及び平成25年度東部知多衛生組合継続費精算報告書」につきまして、内容のご説明を申し上げます。

報告第6号につきましては、継続費に係る継続年度が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

裏面をご覧ください。まず、平成24年度の継続費精算報告につきましては、平成24年度から平成26年度の3か年の継続事業で実施いたしました環境影響評価業務委託事業でございます。

次に、平成25年度から平成26年度の2カ年の継続事業で実施いたしました事業は4件で、ごみ処理施設基本設計等作成業務委託事業、最終処分場建設工事設計施工監理業務委託事業、最終処分場土木施設建設工事及び最終処分場浸出水処理施設建設工事で行いました。

これらの事業に係る実績と財源内訳は、お手元の報告書のとおりで、全体計画と比較いたしまして変更はございませんでした。

以上、簡単ではございますが報告第6号の内容説明を終わります。

○議長（深谷直史）

諸報告が終わりましたが、これについて何かございますか。

（「異議なし」の声あり）

ないようですので、諸報告を終ります。

日程第5、議案第6号「東部知多衛生組合情報公開条例及び東部知多衛生組合個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

○管理者（久野孝保）

議案第6号「東部知多衛生組合情報公開条例及び東部知多衛生組合個人情報保護条例の一部改正について」、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例改正は、独立行政法人通則法の一部改正に伴いまして、条例を改正するものでございます。

内容の詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくご審議のうえお認め賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（高場智明）

議案第6号「東部知多衛生組合情報公開条例及び東部知多衛生組合個人情報保護条例の一部改正について」、内容のご説明を申し上げます。

議案の裏面、参考資料及び新旧対照表を併せてご覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、「（1）は、東部知多衛生組合情報公開条例」の一部改正で、同条例第7条第1号ウ中の引用条項と名称を改めるもので、「（2）は、東部知多衛生組合個人情報保護条例」の一部改正で、同条例第16条第2号ウ中の引用条項と名称を改める規定の整備でございます。

なお改正の目的は、独立行政法人通則法の一部改正に伴いまして所要の規定の整備を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（深谷直史）

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

議案第6号「東部知多衛生組合情報公開条例及び東部知多衛生組合個人情報保護条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6、認定第1号「平成26年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

○管理者（久野孝保）

認定第1号「平成26年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

平成26年度決算を地方自治法第233条の規定に基づきまして、平成27年7月29日に監査委員の審査をお願いいたしましたので、同条第3項の規定により、監査意見を付しまして、本日議会の認定をお願いするものでございます。

内容の詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○事務局長（高場智明）

それでは、認定第1号「平成26年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」内容のご説明を申し上げます。

お手元に歳入歳出決算書、実績報告書を配付してございますが、歳入歳出決算書4ページをご覧いただきたいと存じます。

平成26年度の歳入合計は、収入済額の合計欄のとおり20億2,737万3,887円で、予算現額との比較で1,231万3,887円の増となり、収入率は100.6パーセントとなりました。

増額となりました要因は、2款使用料及び手数料、4款財産収入及び6款諸収入によるものがあります。

次に5ページをご覧くださいと存じます。

歳出合計は、支出済額の合計欄のとおり19億8,783万4,536円、不用額の合計は、2,722万5,464円で、執行率は98.6パーセントとなりました。

不用額の要因は、3款、衛生費と6款、予備費によるものであります。

従いまして、歳入歳出の差引残額は3,953万9,351円となりました。

それでは、事項別明細の歳入からご説明申し上げます。

決算書の14、15ページ、実績報告書は6ページであります。

1款分担金及び負担金は11億6,175万9,000円で、歳入合計に占める割合は、57.3パーセントであります。

前年度に比べ1億9,361万8,000円、20.0パーセントの増額であります。この要因は、衛生費に係る委託料、工事請負費及び最終処分場建設工事により増額となったものでございます。

構成市町の負担金の明細につきましては、備考欄に記載したとおりでございます。

次に、2款使用料及び手数料は22億1,173万8,813円、歳入合計に占める割合は10.4パーセントで、前年度に比べ2.8パーセントの増であります。

1目浄化センター使用料5万2,737円は、行政財産目的外使用料で電柱の支線と自動販売機1台の設置使用料であります。

2目のクリーンセンター使用料1億9,318万5,415円は、前年度と比較して730万6,888円、3.9パーセントの増であります。うち、クリーンセンターの施設使用料は1億9,318万500円で、年間の有料ごみの搬入実績は1万3,466.99トンとなり、前年度より494.0トン増えております。

この有料ごみの内訳は、家庭系ごみで、前年に比べ1.6%の増、事業系ごみは4.2%の増となり、全体の搬入量は3.8%の増加となりました。

3目の温水プール使用料1,850万661円のうち、温水プール施設使用料1,824万9,640円は、前年度と比較して163万5,760円、8.2パーセントの減で、入場者は前年度より5,388人減の8万1,764人で、年間の開館日数は300日であります。

温水プールの使用料の内容につきましては、実績報告書の17、18ページに記載しております。

3款国庫補助金2億1,412万9,000円は、ごみ処理施設整備及び最終処分場の整備に係ります循環型社会形成推進交付金であります。

ごみ処理施設整備費補助金336万9,000円は、ごみ処理施設の環境影響評価業務とごみ処理施設基本設計等作成業務に係るもので、最終処分場整備費補助金2億1,076万円は、最終処分場の建設工事に係るものでありまして、いずれも対象事業費の3分の1の補助率となっております。

次に、決算書の16、17ページをお願いいたします。

4款財産収入は2,223万4,982円で、歳入合計に占める割合は1.1パーセントであります。

1項1目の財産貸付収入557万4,581円は、葭野最終処分場など9,569.9平方メートルを駐車場用地として住友重機械工業株式会社に貸付けた収入であります。

2項1目の生産品売払収入1,666万401円は、粗大ごみ処理施設から回収されました、鉄656.61トンとアルミ23.02トンの売払代金であります。

売却単価の平均は、鉄が1トン当たり2万2,852円、アルミは7万1,895円となりまして、量的な減少と鉄の売却価格の値下りにより、前年度と比較して319万9,128円の減額であります。

5款繰越金3,230万9,982円は、平成25年度からの繰越金であります。

6款諸収入220万2,110円は、組合預金利子及び雑入でありまして、雑入の主なものは、3施設に設置されている自動販売機の電気使用料及び廃家電等売却代等であります。

7款組合債3億8,300万円は、最終処分場建設事業債で、最終処分場建設工事に係る地方債の借入れであります。

続きまして、決算書の18、19ページからの歳出についてご説明申し上げます。

1款議会費は48万4,754円、執行率は94.9パーセントで、主な支出は12名分の議員報酬であります。

2款総務費1項1目一般管理費は5,314万1,944円で、執行率は93.9パーセントであります。

主なものは、庶務係職員4名分の人件費と派遣職員負担金などで、前年度に比べ106万円余の減額であります。

次に8節報償費の記念品等は、環境衛生週間のポスター募集に係る参加賞等で、管内の小学4年生706名の応募がございました。

次に20、21ページをお願いいたします。

19節負担金、補助及び交付金は1,317万5,991円で、不用額の290万9円は、主に派遣職員負担金の精算に伴うものであります。

22節補償、補填及び賠償金9万2,138円は、公用車の事故に伴う損害賠償が生じたので19節から9万3,000円を流用して執行しております。

2目財産管理費は731万8,435円で、執行率は98.9パーセントであります。

13節委託料691万6,280円は庁舎内日常清掃委託始め、11件の委託料であります。

2項の監査委員費11万7,000円は、監査委員2名分の報酬であります。

次に22、23ページをお願いいたします。実績報告書は10、11ページであります。

3款衛生費1項1目浄化センター管理費は2億1,488万8,891円で、執行率は97.6パーセントであります。

主な支出といたしましては、浄化センター職員2名分の人件費と施設の維持管理費で、前年度に比べ4,515万円余の増額であります。この要因は、人件費の減額はございますが、平成26年度から浄化センターの運転を全面委託した委託料と工事請負費の増によるものであります。

3節職員手当等は、期末勤勉手当に不足が生じたので、4節共済費から27万3,000円を流用して執行しております。

11節需用費は6,724万7,051円でありまして、消耗品費は2,391万1,165円で、水処理や脱臭用などの処理薬剤及び機械設備の補修用部品が主なものであります。

また、光熱水費は3,872万1,078円ですが、そのうち99.7パーセントは電気料であります。修繕料451万1,400円は、機械設備等の修繕11件と2トンダンプトラックなどの車両修繕料であります。なお、不用額491万5,949円の主なものは、光熱水費及び修繕料の執行残であります。

次に、13節委託料4,335万3,809円は、浄化センター運転管理委託など14件の委託料であります。

14節使用料及び賃借料999万6,240円は、主にし尿処理水を下水道放流するための下水道使用料であります。

次に24、25ページをお願いいたします。

15節工事請負費7,889万4,000円は、破碎機補修工事始め7件の工事費で、この工事7件の平均請負率は90.9パーセントの結果でございまして、前年度に比べ5,856万円余の

増額であります。工事請負費の増額の要因は、処理水槽防食工事及び苛性ソーダタンク取替工事の新規工事によるものであります。

2目クリーンセンター管理費7億6,697万9,899円、執行率は99.1パーセントです。実績報告書は、12ページから16ページになります。

主な支出といたしましては、クリーンセンター職員11名分の人件費と施設の維持管理費で、前年度に比べ3,889万円余の増額であります。この主な要因は、需用費、委託料及び工事請負費の増によるものであります。

1.1節需用費は1億6,285万1,607円で、消耗品費3,938万8,173円は、排ガスや飛灰処理に使用します消石灰・重金属固定剤などの処理薬剤やバクフィルター、破碎機ハンマーなどの補修用部品が主なものであります。

光熱水費は1億916万5,205円ですが、そのうち89.2パーセントは電気料、10.8パーセントが水道料であります。

修繕料934万1,495円は機械設備13件分と重機車両等の修繕であります。

なお、不用額となりました226万9,393円の主なものは、燃料費、光熱水費及び修繕料の執行残であります。

次に26、27ページをお願いいたします。

1.3節委託料3億8,683万3,053円は、24時間体制でごみ処理を行っていますクリーンセンター運転管理委託料2億3,079万6,000円始め17件の委託料であります。

備考欄の上から5番目の廃棄物埋立処分委託料9,828万4,273円は、焼却灰等を衣浦港3号地や民間の処分場などに埋立処分した費用であります。なお、不用額の477万6,947円の主なものは、廃棄物埋立処分委託料と破碎不燃物処分委託料の執行残であります。

1.5節工事請負費1億4,295万8,520円は、ボイラ等補修工事を始め12件の工事費で、この工事12件の平均請負率は89.5パーセントの結果でございました。前年度に比べ1,282万7,820円の増額であります。

2.7節公課費215万6,000円の主なものは、公害健康被害の補償に関する法律の規定で課せられる汚染負荷量賦課金であります。

次に、3目洲崎最終処分場管理費78万6,769円は、最終処分場の維持管理に要した費用であります。

28、29ページをお願いいたします。実績報告書は17、18ページであります。

2項1目温水プール管理費は9,480万1,331円で、執行率は99.6パーセントであります。

主な支出といたしましては、再任用職員1名に係る人件費とプール運営における需用費及びプール維持管理費であります。工事請負費及び備品購入費の減額がありますが、需用費の光熱水費と委託料の増により、前年度に比べ592万円余の増であります。

7節賃金164万9,750円は、水泳インストラクター1名の臨時傭人料で、11節需用費は2,524万1,433円でありまして、うち消耗品費178万7,895円は、プールの水質保全のための処理薬剤及びポンプなどの機械部品購入費であります。

光熱水費は2,028万8,422円ですが、そのうち70.2パーセントは電気料、29.8パーセントが水道料であります。

13節委託料5,402万4,643円は、プール施設の管理に要する14件分の委託料であります。

備考欄の上から4番目のプール管理業務委託料3,956万400円は、プール利用者の受付とプール室内の安全監視が主な業務で、プールの安全監視は、夏休み期間中は10名、それ以外は6名体制で行っております。備考欄の一番下のプール建物設備調査診断委託料453万6,000円は、プール施設全体の劣化調査を委託する新規業務であります。

14節使用料及び賃借料は709万4,581円で、主な執行は、プール利用者の駐車場用地借上料と下水道使用料であります。

15節工事請負費328万9,680円は、第1種圧力容器補修工事始め2件の工事費で、この工事2件の平均請負率は95.2パーセントの結果でございました。前年度に比べ203万円余の減額であります。

次に30、31ページをお願いいたします。実績報告書は、19ページであります。

4款事業費1項1目ごみ処理施設建設事業費は3,057万8,037円で、前年度に比べ3,601万円余の減額であります。この要因は、継続事業2件の委託料に係る年割額の減額によるもので、ごみ処理施設は、平成31年度供用開始を目標に事業進捗を図っております。

8節報償費40万円は、ごみ処理施設整備検討委員会及びごみ処理施設建設工事プロポーザル審査委員会に係る委員謝礼金であります。

9節旅費は、ごみ処理施設整備検討委員会に係る行政視察の旅費に不足が生じたので、19節から65万9,000円を流用して執行しております。



13節委託料1,010万9,400円は、環境影響評価業務委託料始め2件の委託業務で、環境影響評価業務委託料は、3か年の継続事業、ごみ処理施設基本設計等作成業務委託料は、2か年の継続事業でありました。

19節負担金、補助及び交付金は、建設事業に携わっている職員2名の派遣職員負担金であります。

次に2目最終処分場建設事業費は7億6,209万7,330円で、前年度に比べ9,130万円余の増額でありまして、平成25年度からの2か年の継続事業として事業を進め、平成27年3月21日に竣工式を挙行し、本年4月に供用開始しております。

13節委託料1,696万4,580円は、最終処分場建設工事設計施工監理業務委託料始め3件の委託業務で、施工監理業務委託料は、本体工事同様2か年の継続事業であります。

15節工事請負費7億3,333万740円は最終処分場の土木施設と浸出水処理施設建設工事であります。なお、この建設工事に係る財源内訳と工事経過及び総事業費の内訳を実績報告書の3ページ、4ページに載せてありますので、お目どおしをお願いいたします。

18節備品購入費1,132万9,200円は、油圧ショベルの購入費で、供用開始した大東最終処分場の維持管理に使用している重機車両であります。

5款公債費1目元金5,034万2,000円及び2目利子629万8,146円については、最終処分場用地取得債、ごみ処理施設用地取得債及び最終処分場建設事業債に係る元利償還金であります。平成25年度に借り入れをした最終処分場建設事業債に係る利子償還が始まったため、前年度に比べ203万円余の増額であります。

6款予備費の執行はありませんでした。

なお、35ページの実質収支に関する調書、40ページ以降の財産に関する調書につきましては、お目どおしをお願いしたいと思います。また、実績報告書には説明いたしました以外の組合の成果と実績も載せてございますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上で、認定第1号平成26年度決算の説明を終わります。

○議長（深谷直史）

説明が終わりました。

引き続きまして、決算審査の意見を審査にあたりました監査委員を代表して、古橋代表監査委員からお願いいたします。

○監査委員（古橋洋一）

ご指名をいただきましたので、認定第1号の決算審査の結果につきましてご報告をさせていただきます。

審査の方法につきましては、平成27年7月29日に管理者から提出されました歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに証書類を照合検査するとともに、関係職員の説明を聴取し、計算の過誤、収支の適正等、予算が目的どおり効率的に執行されたかを主眼として、審査をいたしたものであります。

審査の結果につきましては、歳入歳出決算及びその他の調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数については正確であり、それぞれ帳簿記載の金額と一致し、適正に処理がなされておりました。また、予算執行時期についても適切であることを認め、的確に執行されたことを確認いたしました。

以上、平成26年度決算に関しては特段指摘する事項はありませんが、2ケ年の継続事業で実施した大東最終処分場が完成しました。

約30年間の埋立期間の予定であります。多額の費用を要した事業であり、維持管理にあたっては計画的かつ効率的に努めていただきたい。

また、ごみ処理施設建設事業は、平成27年度から4ケ年の継続事業として計画されていますが、老朽化したごみ処理施設においても、滞りなく運営できるよう考慮し、適切な整備に努めていただきたい。

以上、経済状況の厳しい中、組合施設の運営管理においても計画性をもって、事業推進に努められることを要望しむすびといたします。

以上で、決算審査意見の説明を終わります。

○議長（深谷直史）

これより質疑に入ります。

質問等がございましたら、決算書、あるいは実績報告書かを示していただきまして、ページ数を指摘のうえ発言をお願いいたします。

質疑はありませんか。6番、早川直彦議員。

○6番議員（早川直彦）

実績報告書の12ページをお願いします。(2)ごみ処理施設、(ア)委託事業実績100万円以上の一番上のクリーンセンター運転管理委託2億3,079万6,000円、前年度決算書を見ると2億2,417万5,000円で比較すると662万1,000円増加しております。何か運転、維持管理に変わった点があったのでしょうか。

もう1点、同じ(ア)実績の所ですが、廃棄物埋立処分委託料、アミック、マイクロ開発株式会社で焼却灰の埋立処分と破碎不燃物処分委託の両方をお聞きしたいのですが、アミック、マイクロ開発の埋立処分は16ページの所に数値が書いてあります。アミックの方がプラス341.59

トン、ミクロの方がマイナス136.23トン。合計すれば205.36トン増えています。そのために前年に比べて501万円余の処分費用が増えているのは分かるのですが、破碎不燃物処分委託の方は16ページを見ていただくと分るのですが、約5トン減っております。埋立処分量が減っているにも係わらず36万円余増えておりますが、この理由は何でしょうか。

○議長（深谷直史）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（高場智明）

ご質問の一つ目、12ページのクリーンセンター運転管理委託の増加ですが、消費税3パーセントの増によるものでございます。特に業務の内容に変更はございません。

二つ目の16ページの埋立処分に係りますものにつきましても同様でございます。消費税が5パーセントから8パーセントに増加したことによりまして、処分量自体は減っておりますが費用は少し増加しております。

○議長（深谷直史）

6番、早川直彦議員。

○6番議員（早川直彦）

ありがとうございます。先程、アセック、ミクロ開発と言ってしまいましたが、ミクロ開発の間違えでございます。訂正させていただきます。

次が実績報告書の17ページ、温水プールの（ア）委託事業実績なのですが、プール管理業務委託3,956万400円、その下のプール窓口業務委託289万1,700円ですが、25年度は304日開催しております、26年度は300日で4日減っておりますが、それなのにプール管理業務委託は97万円、プール窓口業務委託も3万円程増えています。これも消費税の関係なんでしょうか。日数が減っておればその分減ると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

もう1点、プールの利用者数の推移がその下に書いてありますが、5,388人減っております。25年度が304日、26年度が300日、4日分の日数が違うということなのですが、余りにも数字が大きく減っています。この要因は何だったのでしょうか。お聞かせください。

○議長（深谷直史）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（高場智明）

1点目のご質問ですが、日数が減っているのに金額が増えている件ですが、お見込みのとおり消費税の増額によるものでございます。

2点目のプールの利用者の件でございます。確かに平成25年度に比べまして平成26年度は5千数百人減っております。平成25年度は近隣でございます刈谷知立のウォーターパレスが改修で1年程休業いたしておりました。また、東海市の温水プールも同様に1年程改修で休業しておりました。それによりましてウォーターパレス、東海市の温水プールにお見えになっていた方が、近隣のこちらの方にお見えになったということで、平成26年度が減ったというより、平成25年度は、通常利用されない他の地域の方がこちらの施設にお見えになって利用していただいで増えたということで、平成24年度と比較していただきますと若干増いたしております。8万人強程度はご利用いただいているのが今の状況ではないかと理解しております。以上です。

○議長（深谷直史）

他にございませんか。2番、大西勝彦議員。

○2番議員（大西勝彦）

決算書の19ページ、議会費についてお伺いします。議員の報酬なのですが、数年前に管理者と副管理者の報酬が同じようであったところをゼロにしたと思います。26年度中において、議員の報酬について見直しの議論があったかどうか、お聞かせください。

○議長（深谷直史）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（高場智明）

ご質問の件でございますが、以前平成21年の8月議会、平成23年の2月議会でもご質問をいただいております。平成21年8月議会が終わりました後、当時の構成市町の議長さんを通して、組合議員さんのご意見、ご意向を伺いましたところ、現行の通り据え置きのみでということございましたので、組合といたしましては、その後特に協議、検討はいたしておりません。

構成市町ではそれぞれ幾つかの業務につきまして、一部事務組合、広域連合等組織されて行われておりますが、これらにつきましては、それぞれ市町の議会からご選出いただきました議員の皆様方が組合議員として議会等にご出席いただいておりますと理解いたしております。クリーンセンター業務を単独で行っておれば、各市町の議員の皆様方全員がその業務に関します議事等にご参加いただくことになると思いますが、組合議会はそれぞれ選出されました議員の皆様方が各市町の議会の代表としてご議出席をいただいております。また、組合議会での協議内容等につきまして、それぞれの議会に戻りましてご報告をいただくなどのお仕事を担っていただいております。つまり、組合議員以外の議員の皆様方よりも組合議員の皆様方には過大なご負担をおかけいたしておりますので、組合の方から議員の皆様方の報酬につきまして削減をお願いす

るのはいかなものかと考えております。このような状況でございます、前回と同様の回答となり申し訳ございませんが、議員報酬の削減、廃止等につきましては、組合議員の皆様方の中でご協議、ご検討いただき決定していただければと考えておりますので、ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。以上で終わります。

○議長（深谷直史）

2番、大西勝彦議員。

○2番議員（大西勝彦）

今、答弁の中で21年の8月の質問が終わった後に各議会、議長を通して意向を聞いたということでしたが、多分その頃も議員をやっていたのですが、あまり覚えがないのですが。今言われるように執行部の方から議員報酬については見直す考えが今のところないということで、やるなら議員提案でということだと思っておりますが、こういった質問が出たということで、もう1回組合の方から各議会に対して意向というのを調査する考えはあるかどうか。

○議長（深谷直史）

お答え願ひます。事務局長。

○事務局長（高場智明）

議員の仰られますとおり、今日お見えになります議長様方にはご足労おかけいたしますが、また改めまして文書等でご紹介させていただくつもりでおりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（深谷直史）

他にございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

認定第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

認定第1号「平成26年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、追加議題の「議員の派遣について」を議題とします。

会議規則第85条第1項の規定により、「議員の派遣について」は、議会の議決を求めるものであります。おはかりします。

本日以降、平成27年度に予定しております、「議員の派遣について」は、お手元の資料のとおり、ごみ処理施設の管理運営状況調査のため、組合議員全員を派遣し、11月5日の1日間、岡崎市中央クリーンセンターのごみ処理施設の行政視察を実施したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、「議員の派遣について」は、お手元の資料のとおり組合議員全員を派遣し、行政視察を実施することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

ここで、管理者から閉会のご挨拶を願います。

○管理者（久野孝保）

平成27年東部知多衛生組合議会第2回定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

ただ今の案件につきましては、お認めいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

東部知多衛生組合の事業推進のために、一層のご指導とご協力を賜りますことを、お願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（深谷直史）

これをもちまして、平成27年東部知多衛生組合議会第2回定例会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(閉会)

この会議録は書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東部知多衛生組合議会議長

深 谷 直 史

3 番議員

日 高 章

7 番議員

山 下 享 司

